



タバコパッケージの健康警告を画像による国際標準に！

2018年9月18日（火）に、日本禁煙学会理事長作田学氏、同理事宮崎恭一氏、タバコ問題情報センター代表理事渡辺文学氏が、財務大臣に宛てて要望書を提出した（写真）。2016年1月15日に「タバコパッケージの健康警告表示についての要望書」を提出していたが（複十字No.367既報）、その後進展を見ていなかったため再度の提出となった。



写真 小坂田たばこ事業室長に要望書を手渡す作田理事長

今回は、健康増進法の改正が審議中でその動向を財務省が見守っていたことと、パッケージについては審議先送りになったことなどから進展がなかったが、財務省として検討は続いているとのことであった。

禁煙学会側からは、JTのテレビCMについて、酒類のCMでは未成年や妊娠・授乳中飲酒を抑制する表示があるが、たばこについてはその警告表示が一切されていないとの問題提起がなされた。FCTC（たばこ規制枠組条約）違反であるとのこの指摘に対しては、表現の自由というのが財務省側の見解であった。

その後厚生労働省の記者クラブに場所を移して記者発表を行い、日本がたばこ対策に関して世界に遅れているということをアピールした。

現在、厚生労働省ではたばこの健康影響評価専門委員会が開かれており、喫煙所の設置要件について検討されているが、部屋の仕様等を省令で周知するのはまだ先になりそうである。いずれにしても2020年4月1日には改正法が施行されるので、工事期間を考慮するとそれほど先延ばしにすることはできないだろう。

10月10日には、財務省がたばこの健康警告表示について現状の30%以上から50%以上に拡大する検討を始めたというニュースもあった。オリンピックに向けてよい兆しとなることを期待したい。

10月1～6日にジュネーブで開かれていたCOP8（WHOのFCTC締約国会議）では148の締約国が集まり、1200名の国連機関、他の政府間組織、市民社会の代表者が参加した。そこでは、たばこ産業の商業的およびその他の既得権益から保護するために、条約締約国に要求するFCTC第5.3条に準拠した公衆衛生政策におけるたばこ産業によるさらなる干渉を防止するための新しい戦略が採択された。☺ （普及広報課）

要望内容

- ・パッケージ上の健康警告表示をFCTCのガイドラインに合わせ50%以上にすること。
- ・国際標準である画像による警告とすること。
- ・銘柄等を記載しないプレーンパッケージとすること。
- ・現在の警告文中の肺気腫をCOPD（慢性閉塞性肺疾患）に改めること。

FCTC第8回締結国会議決議

各国はWHOのレポートに留意し、加熱式タバコなど新型タバコあるいは新たに出現しているタバコを国内法に沿って取り締まること。

- ・新型タバコを新たに始めることを防ぐ。
- ・WHO FCTC第8条に沿って人々がこれらの新型タバコから受動喫煙を浴びないように、受動喫煙防止法を適用する。
- ・新型タバコによる健康被害を防ぐ。
- ・WHO FCTC第13条に従い、新型タバコの広告、販売促進、あるいはスポンサーしないこと。
- ・WHO FCTC第9条、10条に沿って新型タバコの中身をあきらかにさせ、規制する。
- ・WHO FCTC第5条3項に沿ってタバコ産業の利益からタバコ規制の制作と活動を守る。他

（日本禁煙学会 <http://www.jstc.or.jp/> から引用）